

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法は、障害者権利条約を踏まえて改正された障害者基本法の目的や基本原則に則った考え方が示されています。

① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって（中略）障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する。

児童福祉法では、児童の権利に関する条約を踏まえた考え方が示されています。

- ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法です。基本理念として次の内容があげられています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

本市においても、障害者総合支援法、児童福祉法、**こども基本法**の考え方等を踏まえ、次に掲げる点に配慮した計画としています。

- ①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- ②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。
- ③地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。
- ④地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的・**重層的な支援体制の整備**に取り組めます。
 - 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - 上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援
- ⑤障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、本人とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

更に、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障

がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

⑦「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、「障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

⑧近年の災害発生状況や、感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための情報共有や事業継続力強化の体制整備などを促進します。

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1)の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

- ①必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- ③様々なニーズに対応するグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、**基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携して、障害福祉サービスの適切な利用を支えらるとともに、家族への支援を含めた、複合化する課題や各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。**

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるように、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障がい者等に対する支援に関して、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、小牧市障害者自立支援協議会の機能を強化し、課題の把握と支援体制の整備に取り組んでいきます。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

① 地域支援体制の構築（**重層的な障がい児支援体制の整備**）

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③ 地域社会への参加・包容（**インクルージョン**）の推進

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
- ・強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい児に対する支援体制の充実
- ・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

2 基本指針に基づく目標

基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。

図表3-1 基本指針に基づく目標

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）
① 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満） ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③ 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④ 福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デ

	<p>イサービスを各市町村に少なくとも1か所確保</p> <p>4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</p> <p>5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</p> <p>・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</p>
⑥ 相談支援体制の充実・強化	<p>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</p> <p>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</p>
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</p>

3 本計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数69人のうち、5人（7.2%）が域での生活に移行できるように努めます。
- ② 令和8年度末時点の施設入所者数は令和4年度末施設入所者数69人から4人（5.8%）減少した65人とします。

図表3-2 福祉施設入所者の地域生活への移行数

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和4年度末の施設入所者数	69人	令和8年度末までの地域生活移行者数	5人（7.2%）	6%以上
		令和8年度末時点の施設入所削減者数	4人（5.8%）	5%以上
		令和8年度末時点の施設入所者数	65人	

(注) 前期計画が未達成の場合は加算

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

小牧市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、小牧市障害者自立支援協議会を活用しており、今後も同協議会において協議していくこととします。

図表 3-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（活動指標）

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

市内において、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）を行っています。その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

グループホームとも連携し、②体験の場や機会、③緊急時の受入・対応、の高いニーズに応えるため、更なる体制の強化を図ります。

図表 3-4 地域生活支援の充実

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
地域生活支援拠点	1 か所	令和8年度末までに1つ以上確保	1 か所	1 か所以上
		運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上運用状況を検証・検討

③ 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づき、地域の関係機が連携して支援体制の整備を推進します。

図表 3-5 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

成果目標	(参考) 基本指針
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への

移行に努めます。

福祉施設から一般就労への移行者数は全体では**34人**とすることを目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表3-6のとおりとします。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めます。

障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針により、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めます。

加えて、**重度障害者等就労支援特別事業の実施について検討します。**

図表3-6 福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和4年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数
全体	25人	全体	34人 (1.36倍)	全体：1.28倍
就労移行支援	8人	就労移行支援	15人 (1.88倍)	就労移行支援：1.31倍
就労継続支援A型	9人	就労継続支援A型	10人 (1.11倍)	就労継続支援A型：1.29倍
就労継続支援B型	8人	就労継続支援B型	9人 (1.13倍)	就労継続支援B型：1.28倍

(注) 前期計画が未達成の場合は加算

図表3-7 就労移行支援事業の向上

成果目標		(参考) 基本指針
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	100%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の**利用者**を**17人以上**とすることを目標とします。

図表3-8 就労定着支援事業の利用者

成果目標		(参考) 基本指針
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	17人以上	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所については、就労定着率が70%以上の事業所の割合を100%とすることを目標とします。

図表 3-9 就労定着支援事業の就労定着率

成果目標		(参考) 基本指針
就労定着率が70%以上の事業所の割合	100%	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とする

(注) 就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

市内にはすでに民間事業者による児童発達支援センターと保育所等訪問支援事業所が2か所あります。引き続き提供体制が確保できるように支援を進めていきます。

今後も、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等、関係機関と連携して、重層的な障害児通所支援の体制を構築します。

図表 3-10 児童発達支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における児童発達支援センター	2か所	令和8年度末の設置数	2か所	令和8年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上設置

図表 3-11 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の保育所等訪問支援の事業所数	2か所	令和8年度末の事業所数	3か所	令和8年度末までに、市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内にはすでに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所があり、民間事業者が運営しています。国の基本指針にあげられている「令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保」という成果目標は達成できてい

ます。引き続き、運営事業者等と情報共有等を行っていきます。

今後は、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等、関係機関と連携して、重症心身障害児の地域の支援体制の充実を図ります。

図表 3-12 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和 5 年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	3 か所	令和 8 年度末の事業所数	3 か所	令和 8 年度末までに、市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上確保
令和 5 年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	3 か所	令和 8 年度末の事業所数	3 か所	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

小牧市における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、引き続き小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用していきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和 2 年度から配置しています。

図表 3-13 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		活動指標		(参考) 基本指針
令和 5 年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和 8 年度末の協議の場	設置	令和 8 年度末までに協議の場を設置
令和 5 年度の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	令和 8 年度末のコーディネーター配置数	5 人	令和 8 年度末までに配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所と連携して、地域の相談支援体制の強化を図ります。

図表 3-14 基幹相談支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和 5 年度における基幹相談支援センター	設置	令和 8 年度末の設置数	設置	令和 8 年度末までに、市町村に設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

図表 3-15 基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件			
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件			
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回			
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回			
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人			

図表 3-16 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数（頻度） 参加事業者・機関数	回 か所			
協議会の専門部会	設置数 実施回数（頻度）	部会 回			

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、小牧市障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

図表 3-12 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
都道府県等が実施する事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数				